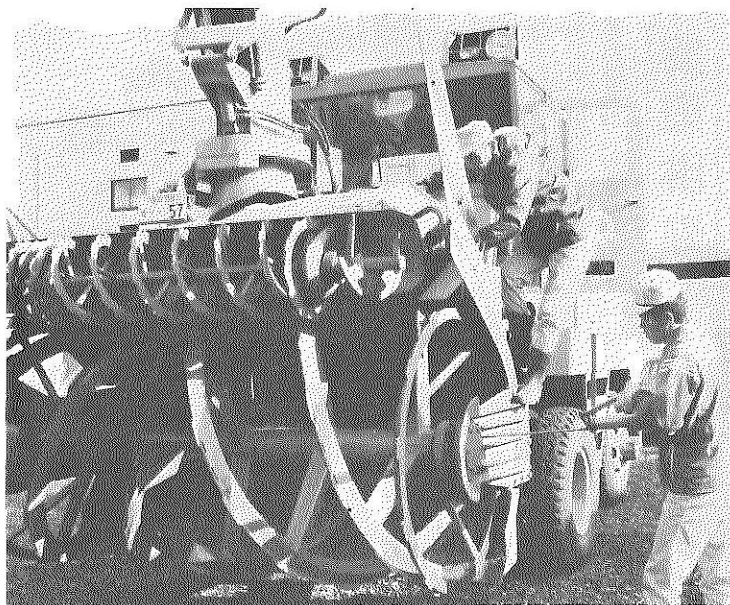


人口	(57.12.1現在)
男	15,221人
女	16,039人
計	31,260人
世帯数	7,776



▲雪本番に備えて整備もOK

除雪計画市道百五十四・四キロ

積雪十センチで出動

いよいよ冬将軍の暴れる季節が訪れました。市民の皆さんには雪の対策をお考えでしょうか。福井気象台が出した三カ月予報では、来年の一月から二月にかけて、ときどき冬型の気圧配置が強まり大雪のおそれがあるとのこと。十分お気をつけください。

雪のシーズンを前に、勝山市ではこのほど、市や勝山土木事務所、勝山警察署、建設業会、各地区区長会長など関係機関の代表ら約六十人が出席して、雪害対策会議を開き、今年冬の除雪計画など総合的対策をまとめました。

今年の計画は、五六豪雪の教訓に基づいて作られた昨年の計画とほぼ同じ内容で、道路除雪計画、建物・施設などの保全対策など十五項目からなっています。

除雪を実施する路線は市道百五十四・四キロ、国・県道は九十九キロです。積雪が十センチ程度に達したときに、除雪作業を開始します。除雪にあたっては、市は県と密接な連絡をとりあつて有効適切な除雪作業を実施します。

市道の除雪順位は、市内主要地から国道、県道に通ずる路線を第一次とし、以下第二次は主要な通学道路、第三次はその他主要市道と決めています。しかし、相当の降雪がないかぎり一律に行う予定をしています。

除雪担当員は降雪情報に応じ前日から宿泊し、通勤や通学に支障を来さないよう早朝除雪ができる体制をとります。

除雪作業にあたっては、無報酬を使用し、作業状況を把握しながら効率的に行います。

市の保有する除雪関係車両は十四台ですが、積雪が多量と

雪害に対する市の窓口を一本化するため、積雪量が六十センチ程度に達したときに、雪害対策室を設置します。

そして、積雪量が一米ートル五十センチ程度に達し、被害が予想されるときには雪害対策本部を設置します。

建物などの保全対策ですが、小中学校などの市有建物施設の雪おろしは、積雪がおおむね六十センチになると木造建物を、一米ートルになると鉄骨建物を、一米ートル五十センチに達したときは鉄筋建物を行います。

市民の皆さんが所有する建物、施設については、市の雪おろしの基準に準じて、その所有者が自らの責任において除雪してください。

雪害対策本部を設置

積雪量一・五メートルで

不在家屋については、その所有者あるいは管理人が責任をもつて除雪し、それらの倒壊などにより生命、身体、財産に危害を及ぼすことのないようにしてください。

地区所有の消防ポンプ庫、火葬場、公民館、作業場、その他神社、史跡施設は、その地区において除雪をし、その保全に努めてください。

ひとり暮らしの老人等に

除雪費を助成

申し込みは 市福祉事務所へ

市では、ひとり暮らしの老人に対し、少しでもお役にたつようにと、昨年と同様、除雪費の

これだけは守ろう かつちやまのルール

- ★ 除雪作業の効率化と事故防止のために、路上駐車あるいは物件の放置は絶対にしない。
- ★ 道路際の樹木や竹などは、除雪作業や交通のじゃまにならないよう措置する。
- ★ 除雪路線沿いの損傷を受けやすいものについては、撤去あるいは必ず補強し、赤旗をたてる。
- ★ 道路や水路に直接雪がすり落ちるトタン屋根などには、必ず雪止めをつける。
- ★ ガスボンベの雪囲いやガス管、水道管の補強は必ず行う。
- ★ 道路上におろした屋根雪は、必ず自分で始末をする。
- ★ 流、岩屋川右岸伊知地大橋下流、岩屋川右岸伊知地大橋下流です。
- ★ 排雪の際は、ごみなど混入しないように注意してください。
- ★ 本市に住んでいる六十五歳以上の人で、本人もしくは親族の人による除雪あるいは除雪費の援助を得ることが困難な人。また、単身の重度障害者等。
- ★ 除雪費の助成を受けようとする人は、所定の申請書を民生委員を通じて市福祉事務所へ提出してください。
- ★ 助成の是非を審査をして、本人あて通知します。
- ★ 助成額
- ★ 積雪の状況、地域の事情等を考えて決定します。
- ★ 消火栓、防火水槽付近の除雪は、その地区で協力して行う。
- ★ 生ゴミは、除雪作業のじゃまにならないよう出す。
- ★ 除雪中の機械には近よらない。通り抜けるときは、運転手の指示に従う。
- ★ 流雪作業は時間を守り、各水路の責任者の指示に従う。
- ★ 流雪作業中は、川ぶたを開いている旨を明示して、事故防止をはかり、作業中断、あるいは作業終了時に必ず閉める。
- ★ 冬期間は、マイカー利用を自粛して、バスや電車を利用する。
- ★ 一部を助成します。
- ★ 本市に在住している六十五歳以上の人で、本人もしくは親族の人による除雪あるいは除雪費の援助を得ることが困難な人。また、単身の重度障害者等。
- ★ 除雪費の助成を受けようとする人は、所定の申請書を民生委員を通じて市福祉事務所へ提出してください。
- ★ 助成の是非を審査をして、本人あて通知します。
- ★ 助成額
- ★ 積雪の状況、地域の事情等を考えて決定します。

車の放置は みんなの迷惑



北電・電話局 からのお願い

雪おろしの際は、電線、電話線に雪が当たると断線しますので、十分気をつけてください。

故障があつたり、断線を見つけたときは、北陸電力(株)山営業所(☎八一三〇〇) 勝山電報電話局(☎局番なしの一一三)へご連絡ください。

お願い

除雪作業の問い合わせは、必ず区長、町内会長を通じて、市道については、市役所(☎八一三二二)へ 国・県道については、勝山土木事務所(☎八一三六〇〇)へ

投票箱

清き一票

勝山市明るい選挙推進協議会

勝山市選挙管理委員会

(この絵は第7回明るい選挙ポスターコンクールで最優秀となった北部中学校2年丹後朋子さんの作品です。)

すこやかで充実した老後を送るために 老人保健法が成立

58年2月1日から実施



わが国は、いま、世界で最もすすんだ高齢化社会の仲間入りをしようとしています。このような情勢に対応し、老後も健康で充実した生活を送ることができるよう、七十歳以上の人に対する医療給付のほか、四十歳以上の人に対する疾病の予防、健康づくりをはじめとし、機能回復訓練に至るまでの総合的な保健対策をすすめることを目的に、昭和五十八年二月一日から老人保健法が実施されます。

市民の皆さんにも、その内容を理解していただき、ご協力をお願いするため、老人保健法のねらいとその主な内容について概要をお知らせします。

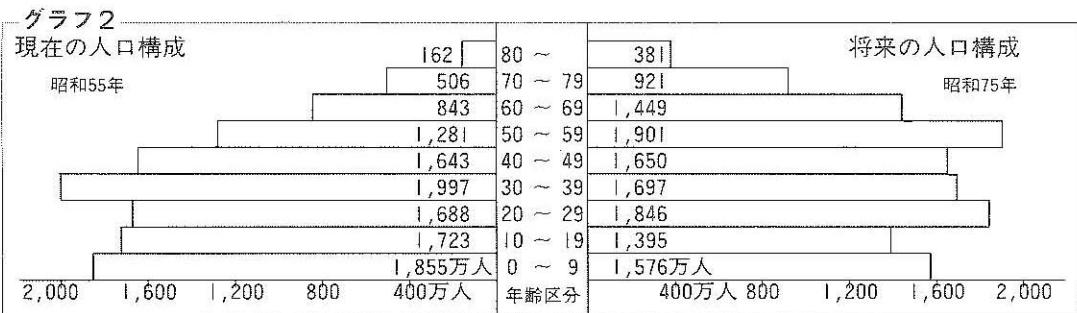
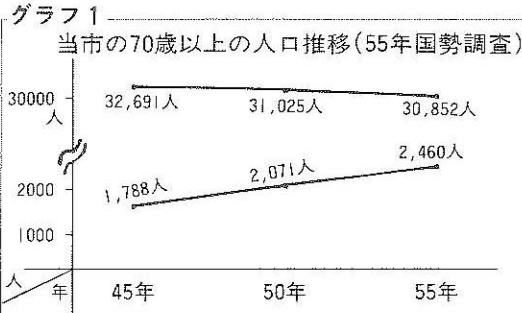
本格的な高齢化社会へ

社会の高齢化現象は著しくわが国の平均寿命は戦後急速に伸び、五十六年度の厚生省調べでは、男性七十三・八歳、女性七十九・一歳と世界でもトップクラスとなりました。

一方、出生率の減少傾向とあいまって、総人口に占めるおとしよりの割合は、このところ高まり、昭和七十五年には百人のうち十人、ピーク時の昭和九十五年には百人のうち約十六人に達すると見込まれています。

欧米先進国では六十五歳以上の高齢者が七パーセントから一〇パーセントくらいになるのに五十年から百年ぐらい費やしているのに、わが国では、約二十年でこの水準に達することが予想されます。

このように、わが国の人口の老化は急速にすすんでいます。下に示したグラフは、当市の七十歳以上の人の人口推移（グラフ1）とわが国の将来の人口構成（グラフ2）を表したものです。



老人医療費はうなぎのぼり

国民医療費は年々増え続けており、五十六年度には全国で年間約十三兆円にも達しています。

平均寿命が伸びたとはいえ、決して健康なおとしよりの増えているとはいえません。現に七十歳以上の人の医療費は急速に増えており、同年度で二兆四千億円を超え、国民医療費の約二〇パーセントにもなっています。

これは老人医療費無料化制度の始まった四十八年と比べて

と、五倍強の伸びとなっています。

当市においても、グラフ3に見られるように四十八年の一人あたりの医療費が七万五千三百九十六円だったのが八年後には二十七万七千七百六十八円となり約四倍となっています。

これは保健財政に与える影響が大きく、特におとしよりの加入率が高い国民健康保険では、いっそう深刻となっており、現行の老人医療無料化の

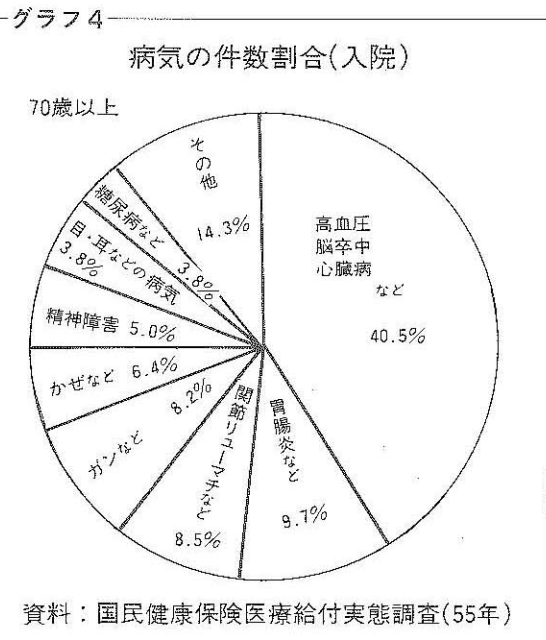
壮年期からの健康管理を重視

おとしよりは、病気がかりやすく、現に七十歳以上の人で病気を自覚している人の割合は、若い人の約四倍となっています。

病気も慢性的なものが多く治りにくいという特徴があり、当然入院患者も多くなっています。それに治ったあとも機能障害などの後遺症で苦勞することが少なくありません。

病気の件数(グラフ4)から見ると、高血圧、脳卒中、心臓病などの循環器系の病気が多く、全体の四〇パーセントを占め、続いて胃腸炎、関節リウマチとなっており、いわゆる成人病が大半を占めています。こうした成人病は四十歳ぐらいからかかりはじめ五十歳ぐらいで急激に増え続けます。

死因についても、昭和五十六年の人口動態統計によると①脳卒中など二六・四パーセント②心臓病二〇・三パーセント③ガン一七・一パーセントとなっており、

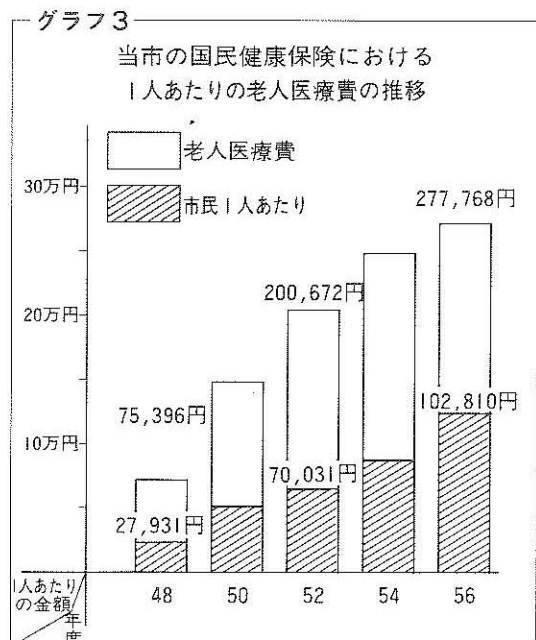


ととなっています。

当市においては、昨年の死亡者数は二百四十一人でしたが、全体の三七・三パーセントが心臓病でなくなり、脳卒中が二四パーセントとなっています。このように圧倒的に成人病によるものが多くなっているのが現状です。

このためにも健康な老後を送るには壮年期からの健康管理

これらのことを踏まえ、老人保健法では保健事業の対象を四十歳以上とし、壮年期から一貫した保健対策をすすめることにも、費用の負担については保険機関および国・県・市町村間の調整をはかりながら、一部については受益者負担制度を取り入れています。



制度を維持するうえで、国民全体に公平な負担を求めるような根本的改正が望まれています。